

社会福祉法人南台五光福祉協会 資格取得報奨金 要綱

(目 的)

第1条 社会福祉法人南台五光福祉協会の職員（以下「職員」という。）が、職務の遂行に有用な資格を取得した際に、当該取得年度の予算の範囲内において資格取得報奨金を支給し、自己啓発への取り組みを支援することにより、職員の資質の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱の対象となる者は、就業規則第3条第1項に定める職員とする。但し、特別職の職員を除くものとする。

(対象資格)

第3条 この要綱の対象となる資格は以下のとおりとする。

- (1) 社会福祉士
- (2) 介護福祉士
- (3) 精神保健福祉士
- (4) 公認心理師

(資格取得の確認)

第4条 前条の資格確認は、登録証の写しの提出を以て、確認するものとする。

(報奨金の額)

第5条 報奨金の額は、50,000円とする。

(報奨金の支給方法)

第6条 報奨金は、職員全体会議等の場で、管理者から手渡しするものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。